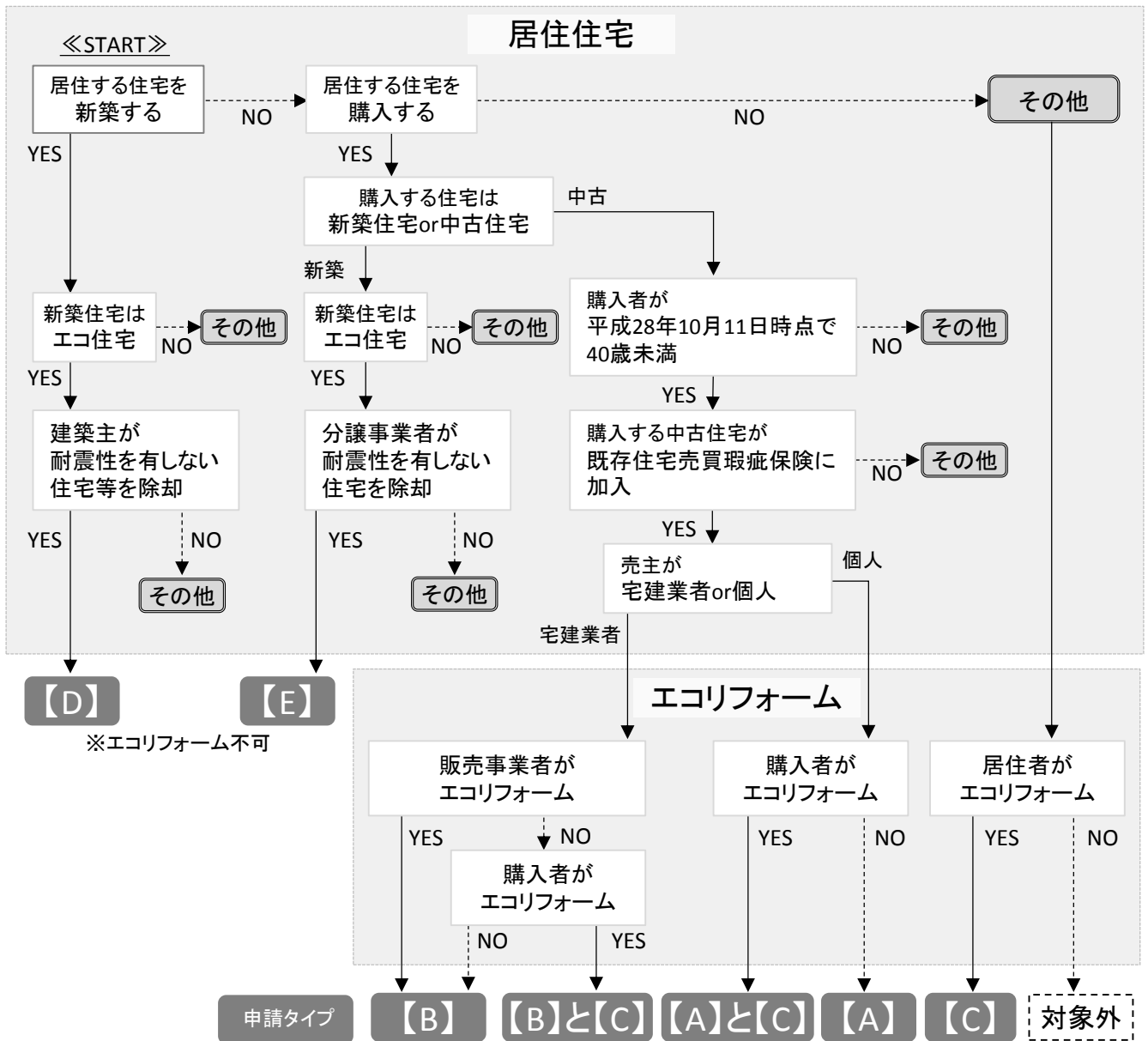


住宅ストック循環支援事業補助金 交付申請等マニュアルは、住宅ストック循環支援事業補助金(以下、「本補助金」という)の実施にあたり、補助を受ける者(以下、「補助事業者」という)の行う交付申請の事務手続きが円滑に実施されることを目的としています。

補助事業者は、本補助金の補助を受けるにあたり、住宅ストック循環支援事業補助金事務局(以下、「事務局」という)が定める期間に、交付申請の手続きをしていただきます。

本補助金では、本補助金の補助対象となる事業(以下、「補助事業」という)に応じて申請タイプが分かれ、事務手続き等が異なります。各申請タイプに合わせたマニュアルを公開しておりますので、必ず以下フローチャートを参考に、ご自身の申請タイプのマニュアルを参照してください。



申請タイプ	補助事業者	共同事業者
【A】 既存住宅の購入 (個人間売買)	仲介業者 または インスペクション事業者	購入者 (買主、居住者)
【B】 既存住宅の購入 (買取再販)	販売事業者 (売主)	購入者 (買主、居住者)
【C】 エコリフォーム <b>本マニュアル</b>	施工業者 (工事請負業者)	工事発注者 (居住者) *管理組合含む
【D】 エコ住宅への建替え (注文)	建築事業者 (工事請負業者)	建築主 (居住者)
【E】 エコ住宅への建替え (分譲)	分譲事業者 (建築主 かつ 売主)	購入者 (買主、居住者)